

○財務省令第八十八号  
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令（昭和二十八年政令第二十八号）第八条の第三項の規定に基づき、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十七年十二月二十五日  
財務大臣 麻生 太郎

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和二十八年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。  
第十一条の五の表清酒の項中「当該品目に属する酒類のすべての一を」法第八十六条の六第一項の規定により定められた酒類の表示の基準によつて国税庁長官が地理的表示として指定した日本酒の表示を使用することができる」に改め、同表連続式蒸留しよちゆうの項からみりんの項まで中「すべて」を「全て」に改める。

附則  
（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。  
（品目の例外表示に関する経過措置）  
2 この省令の施行の際現に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令第八条の三第四項の規定により、改正前の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第十一条の五の表清酒の項の下欄に定める呼称を表示している清酒（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第七号に規定する清酒をいう）については、なお従前の例による。

○財務省令第八十九号  
所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の施行に伴い、及び国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十七年十二月二十五日  
財務大臣 麻生 太郎

振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令の一部を改正する省令  
振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令（平成十四年財務省令第六十五号）の一部を次のように改正する。  
第三条第一項第三号を次のように改める。  
三 削除  
附則  
この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

○財務省令第九十号  
国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、分離適格振替国債の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十七年十二月二十五日  
財務大臣 麻生 太郎

分離適格振替国債の指定等に関する省令の一部を改正する省令  
分離適格振替国債の指定等に関する省令（平成十四年財務省令第六十六号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一項中「その直近の利払期から申請の日までの間において次に掲げる者以外の者が有していなかった」を削り、同項各号を削る。  
第四条第一項中「金融機関等（及び」に限る。」を削る。  
附則  
この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

○文部科学省令第三十七号  
行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十七年十二月二十五日  
文部科学大臣 馳 浩

文部科学省定員規則の一部を改正する省令  
文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。  
第一条の表本省の項中「一、七六四人」を「一、七六一人」に改め、同表合計の項中「二、一一八人」を「二、一一五人」に改める。  
附則  
この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

○経済産業省令第七十六号  
商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第二条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十七年十二月二十五日  
経済産業大臣 林 幹雄

一 泡盛 合成清酒 焼酎 白酒 清酒 直し  
みりん  
附則  
この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。  
告示  
○総務省告示第四百四十五号  
個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成十六年総務省告示第六百九十六号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から施行する。  
平成二十七年十二月二十五日  
総務大臣 山本 早苗

第三十条中「第五十条第一項各号」を「第六十条第一項各号」に改める。  
○法務省告示第一号  
住民基本台帳法施行令第三十条の三十及び出入国管理及び難民認定法施行令第六条第三項等に規定する通知の方法を定める省令（平成二十四年総務省・法務省令第一号）第一条第二項及び第二条○政治資金適正化委員会告示第七十三号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）金監査人の登録を抹消した者をおとり公告する。  
平成二十七年十二月二十五日  
抹消年月日  
登録番号 氏 名 抹消年月日  
二三四八 前田 徹 二七、七、七 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号  
○法務省告示第六百四十五号  
出入国管理及び難民認定法施行令第二条等に規定する伝達の方法等を定める省令（平成二十四年法務省令第二十五号）第二条の規定に基づき、住居地伝達等に係る電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術的基準（平成二十四年法務省告示第二百四十一号）の一部を次のように改正する。  
平成二十七年十二月二十五日  
法務大臣 岩城 光英

第五の七の3中「が混入され」の下に「ないようあらかじめ防止する措置及び混入され」を加える。  
第二項の規定に基づき、法務省通知及び市町村通知に係る電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術的基準（平成二十四年総務省・法務省告示第一号）の一部を次のように改正する。  
平成二十七年十二月二十五日  
総務大臣 山本 早苗  
法務大臣 岩城 光英

第一中「第三十条の三十一」を「第三十条の三十一」に改める。  
第五の七の3中「が混入され」の下に「ないようあらかじめ防止する措置及び混入され」を加える。  
第七の一の6の口中「設置し」を「設置すること等により」に改め、同6の口を同6の八とし、同6のイを同6のロとし、同6に同6のイとして次のように加える。  
イ 既設ネットワークの管理責任者は、既設ネットワークが不特定の外部のネットワークとの通信を行うことができない状態にすること等により、不正プログラム  
の混入防止措置その他の個人情報の漏えい防止に必要な措置を講ずること。  
附則  
この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男  
抹消事由  
第七の一の6の口中「設置し」を「設置すること等により」に改め、同6の口を同6の八とし、同6のイを同6のロとし、同6に同6のイとして次のように加える。  
イ 既設ネットワークの管理責任者は、既設ネットワークが不特定の外部のネットワークとの通信を行うことができない状態にすること等により、不正プログラムの混入防止措置その他の個人情報の漏えい防止に必要な措置を講ずること。  
附則  
この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。